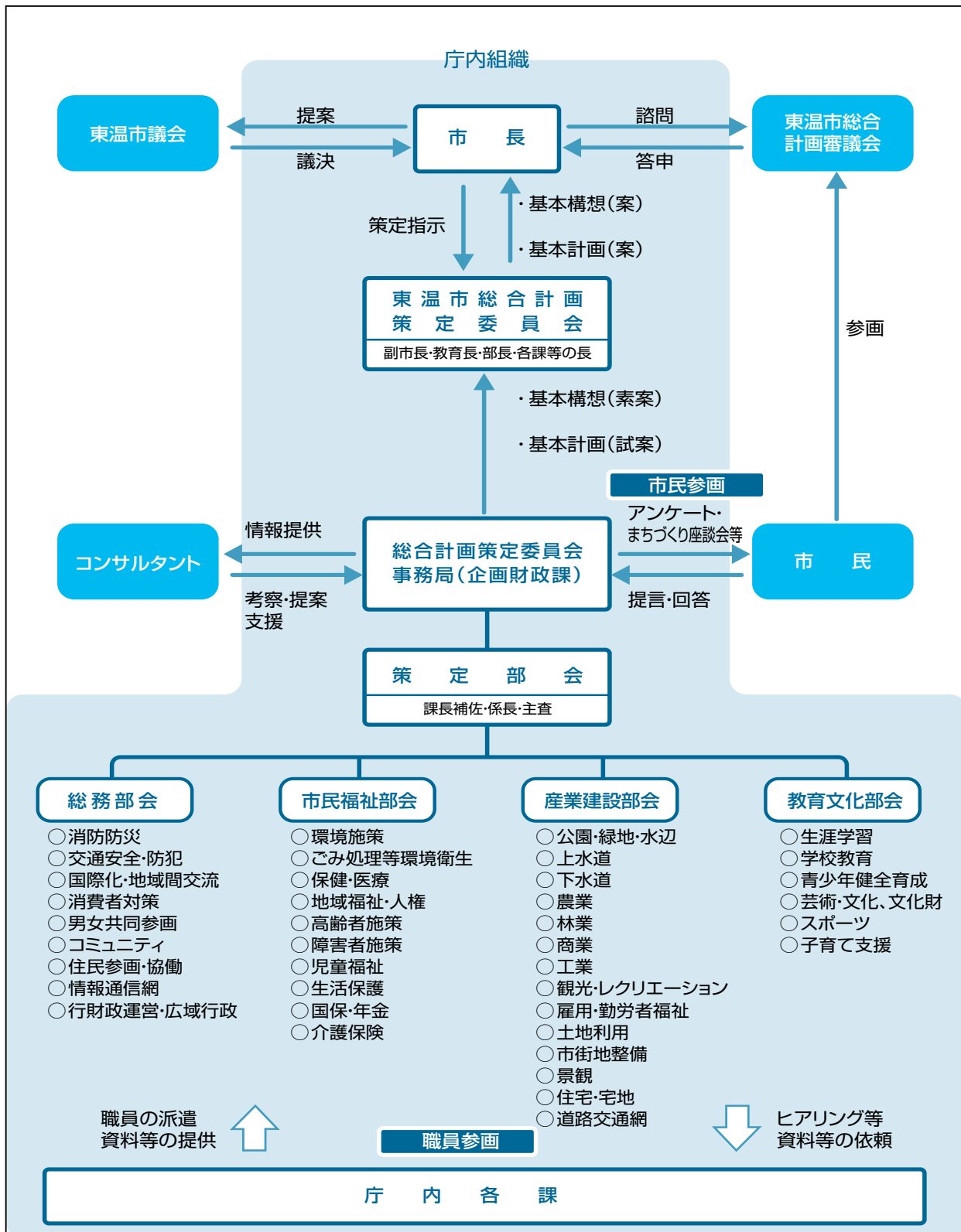


IV 資料編

総合計画策定体系図



総合計画策定経過

年月日	項目	内容
H26. 6.27	第1回 総合計画策定委員会	方針・スケジュール、アンケート内容の検討等
10.19	とうおん未来会議	公募市民18人
11.20	まちづくり座談会	10団体
H27. 4.30	第1回 総合計画策定部会	政策項目の点検・検討
5.11	第2回 総合計画策定委員会	政策項目の検討
6. 8	第1回 総合計画審議会（諮問）	方針・スケジュール、アンケート結果報告等
6.10	第2回 総合計画策定部会	基本構想（案）の検討
6.22	第3回 総合計画策定部会	基本構想（案）の検討
6.30	第3回 総合計画策定委員会	基本構想（案）の検討
7. 2	議会への経過説明	基本構想（案）の説明
7. 8	第2回 総合計画審議会	基本構想（案）の検討
8.17	第4回 総合計画策定委員会	基本構想（案）の検討
9. 3	第3回 総合計画審議会	基本構想（案）の検討
10. 9	第5回 総合計画策定委員会	基本計画（案）の検討
10.29	第4回 総合計画審議会	基本構想・基本計画（案）の最終審議
11. 2	基本構想（答申）	総合計画審議会議長から市長へ答申
11. 5	市民意見公募（11/5～19）	基本構想（案）のパブリックコメント実施
11.13	議会への経過説明（11/13、17）	基本構想及び基本計画（案）の説明
12.16	基本構想 市議会議決	市議会において基本構想を議決
H28. 3. 4	議会への経過説明	基本計画の説明

- ◆市民アンケート（市内在住の16歳以上の市民から無作為抽出した3,000人）
平成26年7月30日～8月15日 回収：1,424人 回収率：47.5%
- ◆中学生アンケート（市内中学3年生306人）
平成26年 7月 回答数 285人
- ◆市民団体アンケート（市内32団体）
平成26年10月 回答数 17団体
- ◆市職員アンケート
平成26年11月 回答数 275人

諮問文書

東温企第427号
平成27年6月8日

東温市総合計画審議会会長 様

東温市長 高須賀 功

第2次東温市総合計画基本構想について（諮問）

東温市総合計画策定条例（平成27年東温市条例第3号）第7条の規定に基づき、第2次東温市総合計画基本構想について、貴審議会の意見を求めます。

答申文書

平成27年10月29日

東温市長 高須賀 功 様

東温市総合計画審議会
会長 伊達知元

第2次東温市総合計画基本構想について（答申）

平成27年6月8日付け東温企第427号で諮問のあった「第2次東温市総合計画基本構想」について、当審議会では慎重に審議した結果、その内容を妥当なものとして認め、以下の意見を付して答申します。

記

- 1 当審議会での意見や審議経過を十分尊重し、基本構想及び基本計画を策定すること。
- 2 基本構想に掲げる将来像の実現に向け、市民や市議会等関係機関の理解と協力を得ながら広く市民に情報提供を行い、総合的・計画的にまちづくりを推進するよう努めること。

総合計画審議会委員名簿

【50音順】

番号	氏名	役職名	備考
1	井藤正信	愛媛大学法文学部総合政策学科教授 東温市中小零細企業円卓会議委員長	副会長
2	大野英子	松山市農業協同組合女性部長	
3	岡部洋夫	東温市土地改良連絡協議会会長代行	
4	菅野胤子	松山地区人権擁護委員協議会東温部会会長	
5	高須賀 恵美子	東温市婦人会会長	
6	高須賀 秀 喜	東温市小中学校長会会長	
7	橘 徹 三	公募委員	
8	伊達知元	東温市区長会会長	会 長
9	橋本政雄	東温市老人クラブ連合会会長	
10	藤原 弘	東温市社会福祉協議会会長	
11	細川秀明	公募委員	
12	宮田恵子	東温市民生児童委員協議会会長	
13	森 光 夫	東温市消防団団長	
14	山内数延	東温市議会文教市民福祉委員長	
15	山内和美	きらり東温代表	
16	山内孝二	東温市議会議長	
17	渡部繁夫	東温市議会総務産業建設委員長	
18	渡部光右衛	東温市農業委員会会長	
19	渡部 ゆかり	東温市PTA連合会副会長	
20	和田宏一	東温市商工会副会長	

総合計画策定条例

○東温市総合計画策定条例

(平成27年3月20日条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、東温市総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市のまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の内容を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定めた施策を推進する事業を示す計画をいう。

(総合計画策定の方針)

第3条 市は、広く市民の意見を聴いて総合計画を策定するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、東温市附属機関設置条例(平成24年東温市条例第2号)第2条に規定する東温市総合計画審議会に諮問するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

